

第2節 乗車変更の取扱

第1款 通則

(乗車変更の種類)

第116条 旅客がその所持する乗車券に表示された運輸条件を異なる条件の乗車を必要とする場合に、会社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じての次のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前または使用開始前に申し出があった場合
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後または使用開始後に申し出があった場合
 - イ. 区間変更
 - ロ. 団体乗車券変更

(乗車券変更の取扱範囲)

第117条 乗車変更の取扱いは、第121条に規定する乗車変更の取扱いをする場合を除き、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

(割引乗車券に対する乗車変更の取扱制限)

第118条 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限を超える乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の有効期間等)

第119条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない）を差し引いた残余日数とする。ただし、乗車券変更の取扱いをする場合は第78条に規定する日数とする。

2. 前項本文の規程により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第78条所定の日数から原乗車券の有効期間の日数（取扱いの当日は含めない）を差し引いた残余日数を有効期間とした方が通用日数が多くなる時は、この残余の日数を通用期間とする。

(別途乗車)

第120条 旅客が乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるものである時は旅客運賃計算の打ち切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いのできないものである時は、その取扱いをしない区間または種類について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2. 旅客が、乗車券に表示された発着区間の未使用駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合または当該駅から折り返して原乗車券の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。